

平成 29 年度鮭川村温泉付随ガス有効利用調査業務委託

仕 様 書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
第 2 号事業 事業化計画策定事業

鮭川村むらづくり推進課

作成 平成 29 年 8 月

(全 3 枚、表紙含む)

1、業務名 平成 29 年度鮭川村温泉付随ガス有効利用調査業務委託

2、委託場所 山形県最上郡鮭川村大字中渡字羽根沢温泉地内

3、趣旨

以下では、本業務で受注者が行うことを説明している。本業務の受注者は、環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）第 2 号事業「事業化計画策定事業」に基づき、羽根沢温泉に付随して汲み上げられる水溶性天然ガスの有効利用を可能にするために必要な調査を行い、基本設計、コストシミュレーション等を行うものである。

4、業務委託料上限額 9, 288 千円（消費税及び地方消費税を含む）

5、業務委託の期間 契約締結の日から平成 30 年 1 月 29 日まで

6、調査内容

(1) 井戸の状況調査について

羽根沢温泉の源泉は、掘削後 100 年余り経っており、湧出量も減少傾向にある。今後の使用に耐えうる状態であるかの調査を行う。調査内容および方法については、受注者が本事業に適した内容を検討するものとする。

(2) ガス湧出量測定および成分分析について

① ガス湧出量測定

水溶性天然ガス有効利用システムの設計に必要なデータとして、湧出量の測定を行う。過去に行われた調査結果を検証した結果、現在と大差ないと判断された場合には、その限りではない。

② ガス成分分析

水溶性天然ガス有効利用システムの設計に必要なデータとして、ガスの成分分析を行う。窒素、酸素、二酸化炭素、メタンガス、硫化水素についての濃度を分析する。

(3) 先進事例の調査について

① 採掘権設定

平成 24 年の鉱業法改正後に採掘権の設定に成功し、現在水溶性天然ガスを燃料として用いたコージェネレーションシステムを稼働させている事例について現地調査を行い、目的や経緯、権利設定を成功させた要因等についての調査を行う。

② 水溶性天然ガスの有効利用

現に水溶性天然ガスの利活用事業に取り組み、その有効利用計画が進められている事例について調査を行う。

(4) 有効利用システムの設計等について

① 有効利用方法の検討

(1) から (3) の調査結果等をもとに、羽根沢温泉にとって適した水溶性天然ガスの有効利用方法を検討する。

② 有効利用システムの設計

(4) ①の結果を反映させ、羽根沢温泉の水溶性天然ガス有効利用に必要なシステムの基本設計を行う。坑口周辺の防爆等を考慮し、鉱山保安法に適ったシステムとすること。

③ 有効利用システムの積算

(4) ②で設計したシステムの設置費用について、概算金額を算出する。

④ コストシミュレーション

システムのCO₂排出量削減効果を算定し、(3) ①および②を参考に、システムの費用対効果および投資回収年数について算出する。補助金等の有効利用についても検討し、その結果を反映した計算結果も示すものとする。

(5) 報告書の作成等

調査内容(1)から(4)の調査結果等を報告書に纏め、成果物として提出する。

7、選定条件について

(1) 有資格者

水溶性天然ガス有効利用システムを鉱山保安法に適った設計にするために、受注者には鉱山保安技術職員もしくはそれに準ずる実務経験者を有したものが社員として在籍しているものとする。

(2) 実績

今現在、実際に稼働している水溶性天然ガス有効利用システムの設計および施工の実績を、受注者は有するものとする。

8、一般事項

(1) 図面等の貸与

本事業において貸与する図面等のデータは、本事業請負契約の遂行に当たって必要となる調査および設計においてのみ使用してもよいこととし、それ以外の目的では、使用してはならない。

(2) 反社会的勢力の排除

事業の一部を下請負に出す場合は、相手が反社会的勢力でないことを確認すること。また、二次下請負を行う場合においても同様の確認が必要となる。

(3) 個人情報保護及び秘密の保全

- (ア) 受注者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報及び相手方の秘密を第三者に漏らし、相手方の承認を得ずに複製し、又は目的外に利用してはならない。
- (イ) 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合には、適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (ウ) 受注者は、受注者又は下請負先が(ア)(イ)に違反して発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (エ) 契約終了後においても(ア)から(ウ)については、効力を有すものとする。

9、その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、担当課と十分な連絡調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (2) 業務に際し監督職員から指示があった場合は、その指示に従い業務を進めるとともに、監督職員は作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとする。